

平成25年8月8日

平成25年梅雨期における大雨等による被害に係る普通交付税（9月定例交付分）の繰上げ交付

総務省は、平成25年梅雨期における大雨等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

## 1 対象団体及び繰上げ交付額

### (1) 7月22日の大雨等による被災団体（災害救助法適用団体）

山形県	長井市	285百万円	（9月定例交付額の3割）
〃	南陽市	306百万円	（〃）
〃	大江町	163百万円	（〃）
〃	白鷹町	238百万円	（〃）
	<u>小計</u>	<u>992百万円</u>	

### (2) 7月26日から大雨等による被災団体（災害救助法適用団体）

島根県	津和野町	295百万円	（9月定例交付額の3割）
山口県	山口市	1,151百万円	（〃）
〃	萩市	1,021百万円	（〃）
〃	阿武町	125百万円	（〃）
	<u>小計</u>	<u>2,592百万円</u>	

(1) と (2) の合計 8団体（4市4町） 3,584百万円

## 2 日程

平成25年8月8日（木） 交付決定  
 平成25年8月9日（金） 現金交付

### <参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 梶、酒井  
 TEL 03-5253-5111（代表）  
 TEL 03-5253-5612（直通）  
 FAX 03-5253-5615